

## 指定避難所（北海道立北見体育センター）についての確認書

災害対策基本法第49条の7の規定に基づく、指定避難所に指定されている北海道立北見体育センターについて、北見市（以下「甲」という。）と、北海道（以下「乙」という。）は、次のとおり確認する。

## （趣旨）

第1条 この確認書は、甲の地域に大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、北海道立北見体育センター（以下、「対象施設」という。）を指定避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （対象施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる対象施設を指定避難所として甲に使用させるものとする。

施設名称	北海道立北見体育センター
所在地	北見市東陵町27
収容場所等	競技場（アリーナ）、講堂、研修室

## （指定避難所の開設）

第3条 甲は、対象施設に指定避難所を開設しようとする場合は、予め乙の承諾を得なければならない。

2 甲から承諾の要請があった場合、乙は、対象施設の状況を点検し、指定避難所として使用可能と判断した場合は、速やかに甲に対して承諾しなければならない。

3 乙は、対象施設の状況を点検した結果、指定避難所として使用が困難と判断した場合は、理由を明らかにしたうえ、その旨甲に報告するものとする。

## （開設期間）

第4条 指定避難所としての使用期間は、甲が災害の状況、避難者の状況その他の状況を勘案し、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住場所を確保することが困難な被災者その他の被災者を一時的に滞在させるために必要な期間とする。

なお、開設期間が長期となり、対象施設の本来業務に著しく支障を来す恐れがあると認められる場合は、甲乙協議のうえ、開設期間を決定するものとする。

## （対象施設の使用料）

第5条 対象施設の使用料は免除する。

## （指定避難所の運営）

第6条 指定避難所は、次のとおり運営する。

- (1) 避難者の対応及び運営に関する業務は、甲の責任において行う。  
また、避難者による避難所運営とするまでの調整等についても同様に、甲の責任において行う。
- (2) 対象施設の設備の保守、警備業務施設管理に関することは乙の責任において行う。  
また、施設の休館日、夜間等についても同様に、乙の責任において行う。
- (3) 対象施設に既に配備されている備品等のうち、寝具、椅子、テーブル等の避難所運営に必要な備品について、乙は、対象施設の本来業務に支障のない範囲で、指定避難所に無償供与するものとする。

(指定避難所の運営に係る経費の負担)

第7条 指定避難所にかかる経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所の運営に要する経費は、すべて甲が負担するものとする。  
ただし、対象施設の使用料、光熱水費、施設管理に要する経費は除く。
- (2) 指定避難所運営に起因し、対象施設で行う事業を中断し又は中止されることにより利用料金等に減収が生じた場合の補償は、甲乙協議のうえ、その負担者を決定する。
- (3) 指定避難所として使用の際、対象施設及び付属物などに損壊が生じた場合の復旧費用は、甲の負担とする。ただし、余震など災害を起因とする場合は除く。
- (4) 指定避難所の開設期間終了後、対象施設で行う本来業務を再開するために必要な原状回復に要する経費は、甲の負担とする。
- (5) 支払いの方法については、甲乙協議のうえ、決定する。

(対象施設使用時の事故等に係る責任)

第8条 避難所開設時において発生した事件、事故、避難者間のトラブル等については、対象施設の管理に起因するものを除き、乙は責任を一切負わないものとする。

(指定避難所の閉鎖)

第9条 甲は、指定避難所を閉鎖する際は、その旨、乙に連絡するものとする。

- 2 乙は、甲から連絡を受けた場合は、対象施設の点検を行い、対象施設に損傷等の有無を確認しなければならない。損傷等が認められた場合、甲は、対象施設の本来業務に支障が発生しないよう速やかに復旧しなければならない。ただし、災害に起因する損傷等を除く。

(指定管理者による代行)

第10条 第3条及び第6条において乙が行うことと規定している業務について、乙は乙が指定した指定管理者に行わせることができる。

- 2 乙は、指定管理者による代行業務を定めた場合は、甲に対し速やかに連絡しなければならない。

(対象施設の構造等の変更)

第11条 乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(有効期間)

第12条 この確認書の有効期間は、確認の日から平成31年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この確認書に定めのない事項及びこの確認事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この確認事項を証するため、本確認書を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 29 年 9 月 26 日

甲 北見市長

辻

直孝



乙 北海道知事

高橋

はるみ

